

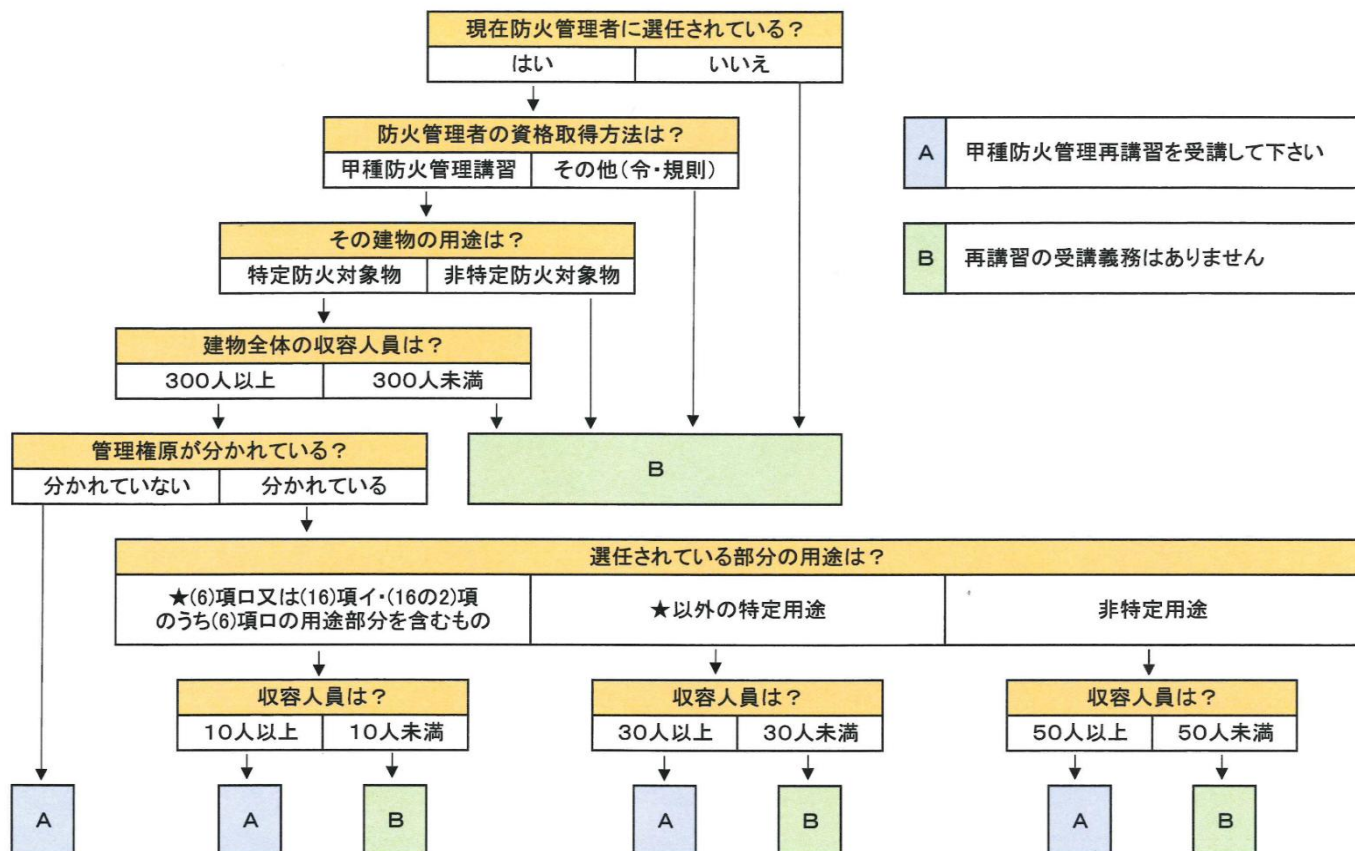
令和7年度 甲種防火管理再講習案内

那賀消防組合消防本部
那賀防火管理者資格取得推進協会

消防法により、収容人員が300人以上の劇場、ホテル、百貨店等の不特定多数の人が出入りする特定防火対象物の防火管理者に選任されている方のうち、甲種防火管理講習を受講して防火管理者を取得された方は、一定期間以内に甲種防火管理再講習の受講が義務付けられています。

那賀消防組合では、消防法施行令第3条第1項に規定する甲種防火管理「再講習」を下記のとおり開催します。

甲種防火管理再講習の受講義務の有無



※1 特定防火対象物

特定用途に供される部分があり、不特定多数の者が利用する防火対象物

※2 特定用途

消防法施行令別表第1 (1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途
(劇場・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・雑居ビルなど)

● 甲種防火管理再講習の受講期限について

- 講習修了日から選任日までが、4年を超えている → 選任日から1年以内
- 講習修了日から選任日までが、4年以内 → 講習修了日以後、最初の4月1日から5年以内
- 以後同様(直近の再講習修了日以後、最初の4月1日から5年以内)

● 甲種防火管理再講習を受講していない場合

- 適正な資格を有する防火管理者が選任されていないことになります。
- 防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合は、認定を取り消されることがあります。

● 講習日程

甲種防火管理再講習

第1回 令和7年8月6日(水)の午前中(2時間)

第2回 令和8年2月4日(水)の午前中(2時間)

※ 気象状況、災害等により開催日時が変更となる場合がありますので、ご了承ください。
その際は事務局から連絡させていただきます。

● 講習場所

岩出市中迫154番地
那賀防災センター 3階 多目的ホール

● 甲種防火管理再講習・講習時間・科目

区 分	時 間	科 目
甲種防火管理 再講習	9:00～ 9:10	オリエンテーション
	9:10～10:00	防火管理に関する法令改正の概要
	10:00～11:00	火災事例等の研究に関すること
	11:00～	修了証の交付

● 受講申込み手続き

受講を希望される方は、那賀消防組合ホームページ、届出ダウンロード内から申込用紙をダウンロードして(<http://www.naga119.gr.jp/>) 必要事項を記入し、事務局(消防本部予防課)へ直接本人が持参しお申し込みください。

※ 申込用紙は事務局(消防本部予防課)や各消防署にも備え付けています。

※ 写真(縦30mm×横24mm)無帽無背景正面上三分身6ヶ月以内に撮影したものを申込用紙に貼付して下さい。(裏面に氏名記入)

※ 本人確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等のコピー)を添付して下さい。

※ 甲種防火管理者資格修了証、若しくは甲種防火管理再講習の修了証のコピーを添付して下さい。

※ 受講料(申込み時に徴収します。)

講 習 種 別	受 講 料
甲種再講習	5,000円

(講習にかかる諸経費(教材費、講習経費、広報費等)を講習想定人数で割り出すことにより、概ね1人当たりの経費を算出して設定しています。)

● 申込み期間

第1回	受付期間 受付時間	令和7年7月7日(月)～11日(金) 午前8時30分から午後5時
第2回	受付期間 受付時間	令和8年1月14日(水)～20日(火)(土、日、祝祭日は除く。) 午前8時30分から午後5時

※ 電話、郵送での受付は行なっていません。

※ 申込み締め切り日以前であっても定員(20人)に達し次第締め切りますので、お早めに申込みください。

※ 受講申込みをしないで、直接講習会場にご来場されても受講できません。

※ やむを得ず本人が申し込みに来れない場合は、代理人の方が指定の委任状を持って申込みをして下さい。指定の申込み用紙はホームページに掲載しています。

● 受講上の注意事項

※ 受講票、筆記用具は必ず持参してください。

※ 遅刻、早退は一切認めません。欠席される場合は、必ずご連絡ください。

問い合わせ先 那賀防火管理者資格取得推進協会事務局(消防本部予防課内)

岩出市中迫154番地 電話 0736-61-1794

担 当 者 野中、東